

令和4年度教員資格認定試験における 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び受験者等の安全確保の観点から、以下の対応を行う。

1. 受験者への周知・徹底

受験者に対し、下記について周知・徹底する。

(1) 試験実施前

試験当日まで受験者各自において、「新しい生活様式」の実施等により健康管理を十分に行い、試験実施前に発熱や咳等の症状がある場合は、必ず医療機関で受診し、適切な検査を受けるとともに受験の可否について医師の診断を仰ぐこと。

(2) 試験当日

1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養している場合は、試験の受験を見合わせる。

また、以下に該当する場合は、受験を見合わせる。これらを理由とした欠席者向けの再試験は実施しないこと。

- ① 37.5度以上又は平熱比+1度超過する発熱や咳等の症状のある場合
- ② 普段にはない嗅覚や味覚の異常がある場合
- ③ 強いだるさ（倦怠感）がある場合
- ④ 息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方との濃厚接触があった者として、政府が示す定義に基づき、試験日時時点で自宅待機となっている場合
- ⑥ 同居している方に新型コロナウイルス感染症に罹患している疑いがある場合
- ⑦ 海外から帰国・入国した方であって、水際対策の強化に係る新たな措置に基づき、試験日時時点で自宅待機となっている場合

2) 試験当日は、新型コロナウイルス感染症感染予防のため、各自マスクを持参し、試験会場では試験監督者による本人確認時及び昼食時以外は常に適切に着用すること。なお、マスクは不織布のものを推奨する。

3) 試験会場内では、咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底すること。

4) 飛沫飛散防止のため、試験会場内における会話を慎むこと。

5) 入場時やトイレ等において列に並ぶ場合は、受験者同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）間隔を空けること。

6) トイレの蓋を閉めて流すこと。

7) ゴミはビニール袋等に入れて密閉し自身で持ち帰って廃棄すること。

- 8) 試験会場では、窓又は換気設備により適宜換気を行うため、室温の高低に対応できる服装に留意すること。なお、換気中の窓等より日常的な生活騒音（航空機・自動車・風雨・空調などの音）が聞こえることがあっても、試験時間の延長・再試験は行わないこと。
- 9) 体調が悪くなった場合は、付近にいる試験監督者等に申し出ること。

(3) 試験実施後及びその他

- 1) 新型コロナウイルス感染症に関連して、独立行政法人教職員支援機構が把握している個人情報について、必要に応じて保健所等へ提供される場合があること。
- 2) 試験終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合は、独立行政法人教職員支援機構まで速やかに報告すること。
- 3) その他、受験にあたっての注意事項等や、試験実施に関してのお知らせについては、受験者心得の他、随時、独立行政法人教職員支援機構の認定試験ウェブサイトやツイッター等で周知するため、受験前に必ず確認すること。

認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/shiken/2022/>

教職員支援機構ツイッター：<https://twitter.com/NITS298>

2. 試験運営スタッフ

(1) 試験実施前

試験当日まで、試験運営スタッフ（以下「スタッフ」という。）各自において、「新しい生活様式」の実施等により、健康管理を十分に行い、発熱や咳等の症状がある場合は、必ず医療機関で受診し、適切な検査を受けるとともに試験運営業務の可否について医師の診断を仰ぐこと。

(2) 試験当日

- 1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養している場合又は以下に該当する場合は、試験運営業務をやめ、代替りのスタッフ（当該者と濃厚接触が無い者）がその業務を行う。
 - ① 37.5度以上又は平熱比+1度超過する発熱や咳等の症状のある場合
 - ② 普段にはない嗅覚や味覚の異常がある場合
 - ③ 強いだるさ（倦怠感）がある場合
 - ④ 息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方との濃厚接触があった者として、政府が示す定義に基づき、試験日時時点で自宅待機となっている場合
 - ⑥ 同居している方に新型コロナウイルス感染症に罹患している疑いがある場合
 - ⑦ 海外から帰国・入国した方であって、水際対策の強化に係る新たな措置に基づき、試験日時時点で自宅待機となっている場合
- 2) 全てのスタッフはマスクを着用し、咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底し、試験運営業務を行う。なお、マスクは不織布のものを推奨する。試験監督者など受験者と対面するスタッフは、

フェイスガードの着用を行うかアクリル板などを設置して試験運営業務を行う。

- 3) 試験会場の消毒業務に従事する場合は、マスクの着用、咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底に加え、手袋を着用し業務を行い、使用した手袋はビニール袋に入れて密封して縛り廃棄する。
- 4) 試験運営業務以外で生じたゴミは、ビニール袋等に入れて密閉し自身で持ち帰って廃棄すること。
- 5) 受験者同士の密集や大声で不必要な会話を行わないよう注意喚起を行う。
- 6) 試験問題、解答用紙などの配布・回収は、受験者同士で行わず、試験監督者が行う。
- 7) 試験運営業務受託者は、1) から6) についてスタッフに徹底すること。

(3) 試験後

試験終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合は、試験運営業務受託者から独立行政法人教職員支援機構まで速やかに報告すること。

3. 試験会場入場時の対応について

- (1) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある受験者は入場しないよう掲示等により呼びかけるとともに、サーマルカメラにより検温を実施する。サーマルカメラにより発熱を確認した場合には、非接触体温計により体温を計測する。37.5度以上ある場合又は平熱比+1度超過した場合は、受験をさせないこと。なお、医療機関の診察を受けるなど適切な措置を行うよう促す。
- (2) 入場時に行列が生じる場合は、受験者同士の距離を最低1m(できるだけ2mを目安に)確保するよう誘導する。

4. 試験会場について

(1) 試験室

- 1) 試験室あたりの受験者数は、収容定員の半数程度以内とする。
- 2) 試験中に体調不良となった者のための別室を設ける。なお、障害のある受験者のための別室とは別に設けるものとする。
- 3) 各科目の試験実施前後に、5分程度換気設備を作動ないし窓(窓あるいは換気設備が無い場合は送風機等を使用する。)及びドアを開放し、換気を行う。試験時間中については、窓・ドア又は施設設備等により換気に努める。
- 4) 試験室への入場前にドアノブ・机・椅子等の消毒を行う。
- 5) 試験室において、咳等の症状がある受験者を確認した場合は、救護室等の他の受験者が接触しない場所において、非接触体温計により体温を計測する。37.5度以上ある場合又は平熱比+1度超過した場合は、受験を中止し、医療機関の診察を受けるなど適切な治療を行うよう促す。

(2) トイレ

- 1) 不特定多数が接触する場所(ドアノブ、レバー、便座など)は、清拭消毒を行う。その際、清掃者は手袋とマスクを着用する。

- 2) トイレの蓋を閉めて流すよう表示を行う。
- 3) トイレに人が密集しないように声掛けを行い、行列ができる場合は必要に応じて、フロアマーカを設置するなどして、最低1 m（できるだけ2 mを目安に）の間隔を空けて整列させる。
- 4) 共有の布タオルやハンドドライヤーは使用しないよう措置を行う。

(3) その他

- 1) 試験室周辺において休憩している受験者がいる場合、受験者同士が密集しないよう声掛けを行うとともに、座席の間隔を最低1 m（できるだけ2 mを目安に）空ける。
- 2) 廊下等に窓がある場合は常時開放するなど換気を行う。

5. 感染防止備品の設置について

(1) 消毒液

試験会場の入退場口や各試験室に受験者及びスタッフが手指の消毒に使用する消毒液を設置する。

(2) 手袋

消毒業務等に使用する手袋を準備する。

(3) 非接触体温計・サーマルカメラ

受験者数に応じた非接触体温計やサーマルカメラを各会場に設置する。

(4) 飛沫感染の予防

受験者と対面する場合には、フェイスガードの着用又はアクリル板の設置などを行う。

(5) 換気設備

窓が無い等換気を行うことが困難な室においては、送風機を設置する。

(6) その他

上記の他、各試験会場の特性や受験者数に応じた備品について整備する。